

令和8年度豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

ヘルメットはあなたの大切な命を守ります

ヘルメットの購入を検討しているみなさまへ

購入前に申請
が必要です！

対象者

市内在住で、2019年度以降に
一度も補助を受けたことのない方

補助額

購入金額の**2分の1**
(上限 **2,000円**)

※1人につき1個までの補助となります。

有効期限

令和9年3月31日

※予算の上限に達するなどにより、年度途中であっても利用できなくなる場合がありますので、お早めにご利用ください。

対象ヘルメット

自転車用ヘルメットで、SGマーク・JCFマーク、CEマーク（EN1078規格）、GSマークなど安全性の認証を受けたものです。



※バイク用や歩行者用ヘルメットは対象ではありません。

利用方法

1 購入前に以下のいずれかの方法で申請してください。



市ホームページ

①窓口申請

安全生活課の窓口で直接申請



その場で割引券を交付

②電子申請

市のホームページのあいち電子
申請・届け出システムから申請



後日、メールで割引券を送付

③郵送申請

窓口センターにある
申請用紙に必要事項を記入し、
安全生活課に郵送



後日、割引券を送付
※窓口センターでは申請できません。

2 安全生活課から受け取った「ヘルメット購入割引券兼誓約書」と本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）を持って、市内の補助取扱い店でヘルメットを購入してください。



〈郵送先〉豊橋市役所 市民協創部 安全生活課
交通安全・防犯グループ TEL(0532)51-2550

〒440-8501
豊橋市今橋町1番地